相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県一宮市真清田二丁目八番地二、最後の住所名古屋市千種区猫洞通二丁目一番地の一ライオンズマンション猫洞第二　六―一

被相続人　亡　木下　新一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年四月十二日

名古屋市中区丸の内三丁目一九番五号フレッジオLA七階名古屋シティ法律事務所

相続財産管理人　弁護士　稲垣　篤史

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県伊賀市上野鍛冶町二八〇六番地一、最後の住所三重県伊賀市上野鍛冶町二八〇六番地の一

被相続人　亡　田中利喜**蔵**

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年四月十二日

三重県津市羽所町三四五津駅前第一ビル六階

相続財産管理人　**北**薗　太

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県浜名郡新居町新居九一六番地、最後の住所大阪府枚方市西牧野三丁目一一番四号

被相続人　亡　佐原　正浩

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年四月十二日

大阪市中央区道修町二丁目二番六号後藤ビル九階

相続財産管理人弁護士　江後　利幸

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都品川区戸越五丁目六二番地、最後の住所大阪市旭区清水三丁目九番二二号

被相続人　亡　渡邊　泰男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年四月十二日

大阪市中央区道修町二丁目二番六号後藤ビル九階

相続財産管理人弁護士　江後　利幸

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県神戸市須磨区菊池町二丁目五番地、最後の住所兵庫県神戸市須磨区板宿町一丁目五番二〇号

被相続人　亡　堤　沃永

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年四月十二日

兵庫県神戸市中央区海岸通六番地建隆ビルⅡ三階神戸パートナーズ法律事務所

相続財産管理人　弁護士　藤原　唯人

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鳥取県鳥取市徳吉一六四番地、最後の住所鳥取県鳥取市青葉町二丁目二〇八番地

被相続人　亡　西脇　昭

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年四月十二日

鳥取市扇町六九番地ミカドビル二階

相続財産管理人　白岩　裕己

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍八頭郡八頭町才代一一二番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　坂口　敏

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年四月十二日

鳥取市扇町六九番地ミカドビル二階

相続財産管理人　白岩　裕己

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山県津山市志戸部一〇〇番地三四、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　柴田　哲郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年四月十二日

事務所岡山県津山市小原一一〇番地二

相続財産管理人　森永　敦視

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍高知県高知市はりまや町一丁目三二八番地一、最後の住所高知市一宮四〇三番地七

被相続人　亡　山本　隆弘

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年四月十二日

事務所高知市南万々六九―二四

相続財産管理人　弁護士　稲垣　健吾

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県大野城市紫台三番、最後の住所福岡県大野城市紫台一番二〇号

被相続人　亡　辛島　元紹

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年四月十二日

福岡市中央区赤坂一丁目三番一四号

相続財産管理人　西依　大輔

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山口県山口市小郡下郷九一四番地、最後の住所熊本市島崎六丁目一番二七号

被相続人　亡　三輪　信子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年四月十二日

事務所熊本市水前寺公園八番一一号

相続財産管理人　弁護士　成瀬　公博

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鹿児島県薩摩川内市宮内町一八二六番地二、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　福寿　マツ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年四月十二日

事務所鹿児島県薩摩川内市東向田町二―三三下迫田ビル三階

相続財産管理人　弁護士　清水　秀郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鹿児島県鹿児島市桜ヶ丘六丁目一番地二三、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　下和田良二

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年四月十二日

事務所鹿児島市上谷口町一〇三五番地一

相続財産管理人　司法書士　新山　隆志

第23期決算公告

平成22年4月12日

東京都千代田区紀尾井町３番12号紀尾井町ビル

ライオンデル・ジャパン株式会社

代表取締役会長兼社長

ジェフリー・エル・ウイリアムス

貸借対照表の要旨（平成21年12月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	1,615	流動負債	992
固定資産	55	固定負債	96
		株主資本	582
		資本金	495
		資本剰余金	336
		資本準備金	336
		利益剰余金	△249
		利益準備金	29
		その他利益剰余金	△278
合計	1,670	合計	1,670

(注)　当期純損失　353百万円